

京都市告示第 20 号

地方公営企業法第 33 条の 2 の規定に基づき、京都市立病院の業務に係る使用料又は手数料の徴収事務を平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで、次の者に委託します。

平成 22 年 4 月 1 日

京都市長 門 川 大 作

東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 9 番地

株式会社ニチイ学館

(京都市立病院医事課)